

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法では「住民基本台帳の一部の写し」の閲覧状況について公表を義務づけています。

令和4年度の閲覧状況を、同法第11条第3項、第11条の2第12項及び住民票省令第3条に基づき公表します。

1. 同法第11条第1項の規定による閲覧（国又は地方公共団体の機関の請求によるもの）
※犯罪捜査等のための請求に係るものを除きます。

国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
秋田県健康福祉部 健康づくり推進課	県民健康・栄養調査	令和4年10月18日	山田字上ノ宿の世帯及び 当該世帯の世帯員